
令和6年 第2回（定例）由布市議会会議録（第6日）

令和6年6月27日（木曜日）

議事日程（第6号）

令和6年6月27日 午前10時00分開議

日程第1 請願・陳情について

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第1号）」

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第6 議案第42号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第7 議案第43号 由布市税特別措置条例の一部改正について

日程第8 議案第44号 由布市子ども医療費の助成に関する条例及び由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第45号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第46号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第47号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第48号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について

日程第13 議案第49号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第50号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第51号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16 決算特別委員会の設置

追加日程

- 日程第1 発議第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第2 発議第2号 ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 議案第42号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第7 議案第43号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第44号 由布市子ども医療費の助成に関する条例及び由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第45号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第47号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第48号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第13 議案第49号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第50号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第51号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 決算特別委員会の設置

追加日程

日程第1 発議第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程第2 発議第2号 ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度
の堅持を求める意見書

日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（18名）

1番 首藤 善友君	2番 志賀 輝和君
3番 高田 龍也君	4番 坂本 光広君
5番 吉村 益則君	6番 田中 廣幸君
7番 加藤 裕三君	8番 平松恵美男君
9番 太田洋一郎君	10番 加藤 幸雄君
11番 鷺野 弘一君	12番 長谷川建策君
13番 佐藤 郁夫君	14番 淵野けさ子君
15番 佐藤 人已君	16番 田中真理子君
17番 佐藤 孝昭君	18番 甲斐 裕一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 富川 由佳君
書記 中島 進君	書記 生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		古長 誠之君	
財政課長	大久保 暁君		
総合政策課長兼地方創生推進室長		一法師良市君	
会計管理者	二宮 啓幸君	建設課長	衛藤 武君
商工観光課長	大塚 守君		

福祉事務所長兼福祉課長	後藤 昌代君
挾間振興局長兼地域振興課長	井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長	佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長	米津 康広君
教育次長兼教育総務課長	安部 正徳君
消防長	大嶋 陽一君

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また、現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び各関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

継続審査となっていました請願1件及び陳情1件並びに本定例会において付託しました請願2件及び陳情2件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） おはようございます。総務委員長の太田洋一郎です。

請願及び陳情を審議しました結果を報告させていただきます。

まずは、請願でございます。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和6年6月24日、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局でございます。

受理番号1。

「陸上自衛隊湯布院駐屯地に新設される長射程ミサイル部隊」に関する請願書。

委員会の意見。

本請願は、陸上自衛隊湯布院駐屯地に新設される長射程ミサイル部隊に関して住民説明会を開催するよう防衛省に求めるものです。

令和５年１２月８日に請願代表者からの趣旨説明を聞き、執行部の補足説明を受けた結果、請願者の趣旨を理解し国の動向を注視することを執行部にも伝えることとの結論に至り、趣旨採択と決定しました。

慎重審査の結果、趣旨採択とすべきと決定。

受理番号３。

件名、地方財政の充実・強化に関する意見書。

委員会の意見。

本請願は、地方公共団体では今、急激な少子・高齢化の進展に伴う、社会保障制度の整備や人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割を求められつつありますが、その一方で、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する現場実態にある中、近年多発している大規模災害への対応も迫られています。

そのようなことから、政府に対して２０２５年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものです。

本請願については、紹介議員から請願の趣旨や地方財政確立の必要性について聞き取りを行いました。

委員会からは、次回、同趣旨の請願を出される場合には、一次産業を支援する内容も盛り込んでいただきたいという意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定。

審査結果、採択すべきと決定。

次に、陳情審査報告書でございます。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議則第１４３条第１項の規定により報告いたします。

日時、令和６年６月２４日月曜、審査及びまとめ。

場所、本庁舎新館３階、第１委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

担当課、総合政策課。

書記、議会事務局。

受理番号１。

件名、「湯布院駐屯地長射程ミサイル連隊配備」に関する陳情書。

委員会の意見。

本陳情は、陸上自衛隊湯布院駐屯地に配備される長射程ミサイル部隊に関して住民説明会を開催するよう防衛省に求めるもの。

委員会として、令和5年12月8日に陳情代表者からの趣旨説明を聞き、執行部の補足説明を受けた結果、陳情者の趣旨を理解し、国の動向を注視することを執行部に伝えることの結論に至り、趣旨採択と決定しました。

慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択すべきと決定しました。

審査の結果、趣旨採択すべきと決定。

受理番号5。

件名、2種運転手不足の昨今、「旧町内を昼間」なら、タクシー会社の運行管理で「白ワゴン、1種免許（認定講習）」でも良いのでは？

委員会の意見。

本陳情は、コミュニティバス等における「自家用有償旅客運送制度」及び「自家用有償旅客運送における優良第1種免許者」の活用を求めるものである。

当委員会として、令和6年6月24日に陳情者より意見聴取を行った。

委員会の意見としては、陳情者の趣旨は理解するが、市全体の地域公共交通のあり方を検討する中で、市民の移動手段の確保に向け、担当課より説明を受けながら他部局とも連携を取りさまざまな運送資源の維持・拡充に向けての検討を求めることにした。

慎重審査の結果、継続審査と決定しました。

審査の結果、継続審査。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員会委員長、田中真理子です。

付託されました請願・陳情について報告をいたします。

初めに、請願について報告いたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和6年6月24日、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

裏面をお開きください。

審査結果、下記のとおり。

請願受理番号4、受理年月日、令和6年6月3日。

件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

本請願は、学校現場の環境改善、教育の機会均等と水準の維持向上、少人数学級の推進を国に要請するものである。

委員会としても、教育環境改善のためには、義務教育費国庫負担制度の堅持及び教職員定数の改善、少人数学級の推進などは必要不可欠であり、引き続き国に要請していくべき、との意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定した。

審査結果、採択すべきと決定。

続きまして、陳情について報告をいたします。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条の第1項の規定により報告します。

記。

日時、令和6年6月24日、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査結果、下記のとおり。

陳情受理番号2、受理年月日、令和6年5月28日。

件名、小中学校給食費の無償化を求める陳情書。

本陳情は、多くの保護者がコロナ感染拡大や物価高騰などの影響で経済的に苦しい状況にある中、学校給食費については義務教育にかかる様々な費用の中でも最も重い負担となっており、全国や大分県内の自治体においても学校給食の無償化が拡大している中、由布市内小中学校給食費の無償化を求める陳情である。

委員会としては、多くの市民による小中学校給食費無償化についての要望であるとして重く受け止め、慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきと決定した。

審査結果、採択すべきと決定。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

また、陳情受理番号5、2種運転手不足の昨今、「旧町内を昼間」なら、タクシー会社の運行管理で「白ワゴン、1種免許（認定講習）」でも良いのでは？は、継続審査となっております。

それでは、請願受理番号1、「陸上自衛隊湯布院駐屯地に新設される長射程ミサイル部隊」に関する請願書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田君。

○議員（3番 高田 龍也君） 委員長にお聞きいたします。今回、請願は趣旨採択ということになっておりますが、請願の趣旨理由の中のどの部分の趣旨を採択されたのか、事をちょっとお聞きしたいと思います。

請願の趣旨及び理由が何項目かありますが、どの部分の趣旨を今回、総務常任委員会としては趣旨採択したのかお聞きします。

○議長（甲斐 裕一君） 太田委員長。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） お答えいたします。

趣旨採択になった経緯といたしましては、この請願の末尾でございますけれども、議会として申込みをしていただきたい、説明会を開くよう要請していただきたいというふうなことでございましたので、本来、議会がそういったことをやるべきではなく、やはり執行部がしっかりと説明を求めていくべきだろうというふうなことの意味で趣旨採択とさせていただきました。

なぜ、どこの部分をというところでございますけれども、全体的にやはり市民の声として不安の声があるというところを鑑み、そのような結論になりました。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号1の請願は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、請願受理番号3、請願書（地方財政の充実・強化に関する意見書）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号3の請願は原案のとおり採択されました。

次に、請願受理番号4、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号4の請願は原案のとおり採択されました。

次に、陳情受理番号1、「湯布院駐屯地長射程ミサイル連隊配備」に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 先ほど総務でもお聞きしましたが、総務のほうではどのようなところを趣旨を採択したのかお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 委員長。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 先ほどの請願の部分でも御説明させていただきましたけれども、やはり組織再編に係る部分で不安に思うという市民の方の声もあるというところで趣旨採択としました理由となっております。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号1の陳情は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情受理番号2、小中学校給食費の無償化を求める陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。坂本光広君。

○議員（4番 坂本 光広君） この問題については、一般質問等々でいろいろ出ておりました。そういう中で財政的なところ等々が問題になっておりましたけれども、そこら辺の意見を聞いた上で、結局、採択するということは財政的なところがクリアできるということで委員会として採択なんですか。そういうところを聞かせてください。

○議長（甲斐 裕一君） 田中委員長。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） お答えいたします。

財政的な方法につきまして、そういったところにつきましては行政側が今から検討していくのであって、私たちはこの趣旨にのっとって、これが重く受け止めたということで、今後、教育民生でもいろいろな方法を取りながら訴えていきたいなと思っております。

私たちには財源がどうかということはありません。だけど、学校教育課等におきましては十分な説明は受けました。それを受けた上で、今回はこの請願に対してどう判断するかということで、今回のこのような形となりました。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 今、委員長の答弁では予算のところは全く質疑をしていないのか、一般質問の中でも市長のほうで1億4,000万円程度かかるということも言われていましたし、

私たち議員は予算と決算を審査しないといけない立場でありますので、予算があつての行動ではないといけないのか、民意というのはすごく大事にはしないといけないと思うんですが、ない袖は振れないということをお伝えするのも必要なことなのかなと思いますので、その点はいま一度、どのような審議をされたか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 田中委員長。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） 学校教育課のほうから今の状況がどうあるか、給食センターの状況がどうあるかとか、そういったことはここ5年間にわたっての説明はちゃんと受けました。

1億4,000万円をこのままずっと出していけるかどうかというところは、私たちのほうでは、委員会のほうでは計算できておりませんが、今後は学校教育課のほうでそれをきちっと精査した上で、どういう方法が取られるかということだと思います。あとは、もう国のほうに私たちとしても要求、要請していかなきゃいけないことだなと思いましたので、このような結果となっております。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに。佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 委員長にお尋ねいたします。給食費の無償化ということでございますけれども、この分につきましては、趣旨は私も非常に理解をいたしますが、私も給食センター委員会におることもございました。そのときにもう常に問題になっておりました滞納の分が非常に多くあったと思います。この辺のところを無償化にするに当たり、滞納の今額とか、どのぐらい残っておるかとか、そういったものも検討されたか、お教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 田中委員長。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） お答えいたします。

検討しました。年間通じて450万円ぐらいあります。今回、令和5年度でしたか、50万円ぐらいなんですけど、それも課長、それからセンター長が一生懸命皆さんのところにお伺いして納めてもらっているようには努力しているところです。

私たちも、今後やはり滞納が出るということは非常に危惧しているところですけど、今回はこの請願が出たことによって、給食のことについてもどのようにしなきゃいけないとか、いろんなことで検討していく余地はあるなと思いました。やっぱり物価高騰が非常に響いているということは行政も、また、個人的な家庭でも同じことだと思いますけど、今後これはお互いが詰めていくことではないかなと思いましたので、今回はこのような採択といたしました。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） 反対の立場で討論させていただきます。

採択内容の中でもあります。大分県内の自治体においても学校給食の無償化が拡大していると思いますが、「うちのうち、よそはよそ」、由布市の財政をしっかりと考えた上での動きをしないと、由布市民に最終的に迷惑がかかる可能性があつてはならない、本末転倒になりますので、いま一度、これはしっかりと予算、収入支出の件を行政と一緒に考えた上で、しっかりと議会から提案すべき案件だと思いますので、反対の立場として意見を述べさせていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、賛成の討論はありませんか。首藤善友君。

○議員（１番 首藤 善友君） 予算に関する問題は執行権です。私たち議会は市民の声を受けて、そして、それを反映していただくと。執行権の中で予算上必要が生じた部分については、それを探し求めていくということでもあります。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。よって、原案について採決します。この陳情は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立13名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号２の陳情は原案のとおり採択されました。

----- . ----- . -----

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第２、承認第１号、専決処分の承認を求めることについて「令和６年度由布市一般会計補正予算（第１号）」から日程第１５、議案第５１号、令和６年度由布市水道事業会計補正予算（第１号）までの１４件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 総務常任委員会委員長の太田でございます。

委員会審査を報告させていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第１１０条の規定により報告をいたします。

日時、令和６年６月２４日月曜、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者は、記載のとおりでございます。

担当課は、湯布院振興局、財政課、総合政策課、税務課、庄内振興局。

書記は、議会事務局です。

事件の番号、承認第1号。

専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第1号）」。

経過及び理由。

本件は、一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,920万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を228億4,609万4,000円とするもの。2024年度税制改正関連法案の成立に伴い、定額減税を賦課決定後、速やかに事務が進められるよう電算システム改修のために緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月5日付で専決処分したものです。

審査の結果、全員一致で承認すべきと決定。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、承認第2号。

件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」。

経過及び理由。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部が改正されたことによるもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分を行ったものです。

改正点としては、デフレ脱却のための一時的な措置として行われる令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税が実施されることによる個人住民税の定額減税についての所要の改正が必要なものです。

審査の結果、全員一致で承認すべきと決定いたしました。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、承認第3号。

専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」。

経過及び理由。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、対象地域に係る固定資産税の課税免除制度の適用期限の延長を行ったもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条の1の規定により、令和

6年3月30日付で専決処分を行ったものです。

改正点としては、産業振興促進区域における固定資産税の課税免除の適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長すること及び地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用期限を、令和8年3月31日までの2年間延長することが主なものです。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第42号。

由布市過疎地域持続的発展計画の変更について。

経過及び理由。

本議案は、由布市過疎地域持続的発展計画について、令和3年度から令和7年度の計画を策定しており、今回、農林水産業施設「かぐら茶屋」の長寿命化改修を計画しているため本計画に事業内容の追加をするものです。由布市過疎地域持続的発展計画の変更について、産業の振興に係る事業内容の追加を行うため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第43号。

由布市税特別措置条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、対象施設を追加する改正を行うことによるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第48号。

大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分市の公の施設の一部を由布市の住民の利用に供させることによるもので、大分市大在東グラウンドを対象とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第49号。

令和6年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。

本補正予算は、一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,660万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を232億6,269万9,000円とするものです。

当委員会の主な補正として、18款2項1目土地建物売払収入3,292万9,000円は、行政目的を終了した普通財産である挾間地域・旧挾間老人福祉センターの土地建物を売却したための歳入の補正を行うものです。2款1項9目湯平温泉復興まちづくり推進事業14節工事請負費1,287万円は、緊急避難所施設建設に伴う造成工事の設計内容変更により敷地のかさ上げ工事や擁壁を補強する工事等が必要になったための増額によるものです。

委員からは、今後も引き続き避難施設の建設が終わるまで市民の安全を守れる場所の確保をしながら事業を進め、早めの避難行動ができるような取組が必要ではないかという意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） 教育民生常任委員会委員長、田中真理子です。

委員会審査の結果について報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和6年6月24日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査結果、下記のとおり。

事件番号、承認第1号。

件名、専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第1号）」。

経過及び理由。

当委員会に係る歳出の主なものとして、3款1項1目物価高騰緊急対応事業（給付金）19節扶助費1億3,250万円の増額については、物価高騰による低所得者への支援として、令和

5年度に実施した低所得者支援枠を追加拡大し、令和6年度分個人住民税において「新たに住民税非課税世帯となった世帯」及び「新たに住民税均等割のみ課税される世帯」への給付として1世帯当たり10万円の給付に加え、当該世帯における子育て世帯への加算として、18歳以下の児童を対象に1人当たり5万円の給付を行うもの。

緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、承認を求めるものである。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、承認第4号。

件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」。

経過及び理由。

地方税法施行例の改正が行われたことによるもので、国民健康保険税の賦課税限度額と被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準が見直され、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、承認を求めるものである。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件番号、議案第44号。

件名、由布市子ども医療費の助成に関する条例及び由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、大分県子ども医療費助成事業の助成対象者が高校生の年齢まで拡大する見直しに伴い、条例を改正するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第45号。

件名、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正をするものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第46号。

件名、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を受け、条例を改正するものである。

今回の改正により、保育士1人当たりの子どもの人数が、3歳児では20人から15人、4・5歳児が30人から25人となり、保育士の人材不足がさらに懸念されるところである。今後、経過措置が行われる間において、保育に必要な人材の確保には十分な対策を行っていくよう委員会から意見を付し、慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第49号。

件名、令和6年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。

当委員会に関わる歳入の主なものとして、16款2項5目区分1教育費補助金のうち1,399万7,000円の増額は、挾間小学校の増築に伴うグラウンド整備費に対する学校施設環境改善交付金が決定したことによるもの。

18款1項1目1節の財産貸付収入48万円の増額については、旧庄内公民館の公有財産賃貸借契約に基づく令和6年度分の賃貸借料であるとの説明を受けた。委員会からは、同契約期間の中で庄内町の人口減少対策も含めた、旧庄内公民館の跡地利用について早期に方向性を決定していくよう、意見を付した。

また、当委員会に係る歳出の主なものとして、3款1項1目1節の報酬227万1,000円の増額は、避難行動要支援者個別支援計画に係る会計年度任用職員1名分の報酬であるとの説明を受けた。委員会からは、会計年度任用職員の活用を図り、1人でも多くの災害弱者の解消に努めるよう、意見を付した。

4款1項4目予防接種推進事業12節委託料9,338万円の増額は、新型コロナワクチン予防接種が令和6年度から秋冬に自治体による定期接種が行われるようになったことによるもの。インフルエンザ予防接種における過去の実績を基に7,000人分を見込んでおり、対象者は65歳以上の高齢者等で、1回当たり2,000円の自己負担で接種が可能であるとの説明を受けた。

10款1項3目区分5学校職場環境づくり推進事業の報酬532万4,000円の減額は、県補助金による会計年度任用職員の人数が確定したことに加え、臨時講師を1名追加配置したことによる、との説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第50号。

件名、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ93万9,000円を追加し、予算総額を40億941万3,000円とするもの。

歳入では5款国庫支出金、歳出では1款総務費を増額するものであり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等に係るものである。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上です。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 皆様、おはようございます。産業建設常任委員会委員長の田中廣幸です。

委員会審査の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

日時、令和6年6月24日月曜日、議案審査、また、現地調査、まとめです。

場所は、本庁舎新館3階、第3委員会室。現地調査は、湯布院町（市道八山線、市道石武線、市道六所参宮線）です。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査の結果、下記のとおり。

事件の番号、議案第47号。

件名、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格

基準に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令」により、水道技術管理者の資格講習の実施者が「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に変更されたことを受け、条例を改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第49号。

件名、令和6年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳出における、4款1項5目、水道未普及地域改善事業433万7,000円の増額は、2つの水道組合より申請のあった水道施設整備補助金に係る補助金。

8款2項2目、道路整備事業（防衛調整交付金事業）1,300万円の増額は、国からの再編関連訓練移転等交付金を活用し、市道六所参宮線の整備をするもの。

また、市道八山線の八山橋については、護岸工の設計変更が生じたため上部工架設工事を今年度内で完了することが困難となったことにより減額となる部分が生じる。このうち4,000万円は、令和7年度事業として計画していた市道石武線の改良工事を前倒しして行うものに充当する、との説明を受けた。

同目、道路整備事業（単独事業）646万6,000円の増額は、ごみの中間貯蔵施設の建設を進めるに当たり大型車の通行が増加することが見込まれることから、市道天神橋同尻線において待避所を3か所設置するための工事を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第51号。

件名、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本議案は、令和5年度由布市水道事業会計予算における収益的支出を12万円増額し総額8億8,237万円とし、収益的支出を20万4,000円増額し総額8億3,722万8,000円とするもの、並びに資本的収入を83万2,000円増額し総額8億4,484万8,000円とし、資本的支出を4万円減額し総額11億5,212万5,000円とするもの。

人事異動に伴う児童手当の補正、日本水道協会理事会・総会への旅費、及び設計を精査したこ

とで起債対象の事業費が増加したため水道事業債を増額するものと説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、委員会の報告を終わります。慎重なる御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 各委員長の報告は終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。浏野けさ子さん。

○議員（14番 浏野けさ子君） 教育民生常任委員長にお尋ねいたします。

専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第1号）」。

物価高騰による支援なんですけれども、低所得者に対する給付、本当に大事なことだと思います。新たに住民非課税世帯の方々に、子育てもそうなんですけれども、新たにありますが、以前にもこの物価高騰に対する住民非課税の世帯ありました。新たにというのは、いつから新たになのか。そして、何名いらっしゃるのか。そして、その給付はいつなのか、お聞きいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 田中委員長。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） お答えいたします。

その今、問われた新たにとか、そういった質問の内容については少しちょっと討論しておりません。また、これ確認した上で、また御報告申し上げたいと思います。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに。浏野けさ子さん。

○議員（14番 浏野けさ子君） よろしくお聞きいたします。何回も繰り返しあっているのですが、多分それまでの人じゃなくて新たな対象者だと思うんです。その区切りがいつからいつまでなのかということと何名、子育てに関することでも教えていただきたいと思いますのでお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。鷲野弘一君。

○議員（11番 鷲野 弘一君） 教育民生常任委員長にお尋ねをします。

学校整備事業です。この事業について、今まで由布市がやってきました事業においては雨漏りをしたりとか、いろいろなことがありました。これグラウンドの整備事業ですけれども、その前に業者が決定しておりますので、学校増築の問題、それに対して委員会の中として、今回は問題が出ないように、（発言する者あり）ごめん、すいません。

○議長（甲斐 裕一君） これは承認のほうでございますので。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時5分といたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、日程第6、議案第42号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 総務委員長にお伺いします。この「かぐら茶屋」につきましては、農林水産業施設ということでございまして、管轄は当初は農政課だったんだと思うんですけども、これは一応、農水施設ということで運用しているということでございますので、この農政課が産業の振興ということでどういうことをしてきたかという説明があったのか。それから、過疎持続発展ということで振興局がこの施設で今までどういう支援をしてきたか、そのような議論があったか、議論というか報告があったかをお教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 先ほどの質問の中でどのように農政のほうから活用してきたかと、利活用に関しての報告は頂いておりません。

庄内振興局としては改修に向けてということの説明でありましたので、今までの具体的な支援方法等も含めてお伺いはしておりません。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） この施設、私の近くにございますのでいろいろと状況は聞かせていただいておりますが、駐車場がやっぱり少ないのでお客が少ないんだとか、そういう議論等々ということもございましたけども、今回、長寿命化改修ということをしてでも今後続けていく形で進めるという意気込みなんだと思います。それについて延長するかどうかも含めて、私

らはどちらにするか、採決するか検討しないといけない立場でございますので、ちょっと聞かせていただいたんですが、ただ先ほど言いましたように、農政課がどのぐらい6次産業とかそういった発展とかそういったものをしていくという意気込みでこういう形もあると思うんですが、あまりこの辺が今の施設運営を見ると支援をしていないんじゃないかというような状況は私は非常に感じております。今後、長寿命化して改修してやっていくということは賛成ではございますけども、こういったところをしっかりとさせていただきたいというので、今後こういう分が出たらそういう報告を頂きたいと、検討していただきたいというふうに思いますので、委員長、お願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 言葉足らずで大変申し訳ございませんでした。今回は、施設の雨漏りが懸念されるというところで施設改修するための取組というふうに報告を受けております。近々といいますか、指定管理制度の切替えがあるというふうにも聞いておりますので、指定管理者が再度選任される、もしくは新規に選任された場合に指定管理者の意見をしっかりと伺いをしたいということの説明は受けております。

先ほどの御質問で今後しっかりと対応していくための委員会としての意見等々も今後こういう施設を審議するに当たっては、しっかりとそこところは肝に銘じて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第43号、由布市税特別措置条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４３号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第４４号、由布市子ども医療費の助成に関する条例及び由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４４号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第９、議案第４５号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４５号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第４６号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４６号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第４７号、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４７号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１２、議案第４８号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４８号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１３、議案第４９号、令和６年度由布市一般会計補正予算（第２号）を議題とし

て質疑を行います。質疑はありませんか。瀏野けさ子さん。

○議員（１４番 瀏野けさ子君） すみません、総務委員長と教育民生委員長に一つずつ質問をさせていただきます。

何しろタブレット、初めてのことで、ここに来て開かないと委員長報告が分かりませんので急な質問になるかと思いますが、すみません、お許してください。

まず、総務委員長にお尋ねいたします。旧挾間町の旧挾間老人福祉センターが売却して3,292万9,000円の報告が上がっていましたが、よろしかったらどういうところを買われて、内容が分かりましたらでいいんですけども、教えていただければありがたいと思います。

もう一つは、教育民生常任委員長にお伺いします。令和6年度から秋・冬、自治体による定期接種で2,000円の負担で65歳以上の人を受けられるという報告がありました。その自治体による定期接種、令和6年度からだからずっとそうなのか、国の定期接種だったら払わなくていいって言ったら悪いんですけど、国の定期接種にはならなくて自治体による定期接種というのは県下統一してそうなのか、その根拠というか、その流れというか、それを分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（甲斐 裕一君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 御質問にお答えいたします。

土地建物売却収入の件でございますけれども、挾間地域、旧挾間老人福祉センターの土地建物の公売ということで、応札されたのが由布市挾間町挾間の株式会社クラシカという会社でございます。

どのように利活用するのかということで、具体的には聞いておりませんけれども、会社の事務所として使用したい旨のことは聞きましたが、それ以上の具体的なことは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） お答えいたします。

会議の中で聞いたのは1回当たり2,000円の自己負担で接種が可能であるということの説明は受けました。今後どうなるかまでは、ちょっと聞いていないんですけども、接種者の人数とかそういうことにもよるのではないかなと思います。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 瀏野けさ子さん。

○議員（１４番 瀏野けさ子君） 旧社会福祉センターはよく分かりました。あそこは空いたままになっていたのが気にはなっていたんですが、活用していただけるとありがたいと思います。

教育民生常任委員長ですが、2,000円で受けられるということはありがたいことなので、

とてもありがたいんですけど、今、アメリカのほうですごいまた新しい株が猛烈に感染しているということなので、日本にも秋・冬ちょっとどうなのかなとちょっと怖いのでありがたいです。

ただ、自治体による定期接種ですから、これは国じゃなくて自治体ですね。由布市、自治体による定期接種はこれはずっとこれが続いていく、定期接種ですから続いていくんだと思うんですけど、できれば国による定期接種にさせていただけると、さらにありがたいなというふうに思ったので質問をさせていただきました。またこのことに関しては、もし分かりましたら担当課から詳しい何か教えていただけることがありましたら、またよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 答弁はいいんですね。ほかに。鷲野弘一君。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） すみません、先ほどは失礼しました。教育民生委員長にお尋ねします。

学校、今度は整備事業において施工されるようになると思うんですけども、施工に関して施工管理者とかいうのはどのようにするのか、話は聞かれていますか。

○議長（甲斐 裕一君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） お答えいたします。

それについてはまだ聞いておりません。この一番先の挾間小学校のグラウンド整備のことでよろしいでしょうか。（「いや、グラウンド整備ともう併せて、挾間のその学校を造るのに何か委員会として話は出なかったのかお尋ねします」と呼ぶ者あり）

それは出ておりません。（発言する者あり）ちょっとお待ちください。

○議長（甲斐 裕一君） 委員長、いいですか。しばらくお待ちください。志賀輝和君。

○議員（２番 志賀 輝和君） この挾間小学校のグラウンド整備に関しまして、私のほうから教育委員会のほうに今まで由布市で行われた公共施設につきまして、ラックホールをはじめ、庄内公民館、挾間の消防署、また古野の交流センター、必ず何か１つはいろんな問題が起こっております。そうしたことを含めてこの挾間小学校の今後、建物については、そういうことがないようにしっかりと設計・施工・管理のほうを十分検討した上でかかっていたきたいということを教育委員会のほうには委員会の中から申し上げを行っております。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４９号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１４、議案第５０号、令和６年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤孝昭君。

○議員（１７番 佐藤 孝昭君） 委員長にお尋ねいたします。慎重審査の結果、賛成多数ということでございますが、全員一致ではなかったと思いますので反対意見はどういうのが出たかをお教えください。

○議長（甲斐 裕一君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） これにつきましては、やはりマイナンバーカードがたしかなものではないと、まだそこまで信用していないとか、いろいろなそういったのがありまして、皆さん、それについてはもう少し検討していきたいということなので、賛成多数ということで原案可決、採択をもらいました。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第５０号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１５、議案第５１号、令和６年度由布市水道事業会計補正予算（第１号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第16、決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。令和5年度決算認定の審査及び調査のため、委員会条例第6条の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く16人の委員で構成する決算特別委員会を設置することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、16人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く16人の委員を指名します。

ここで暫時休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

休憩中に決算特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、報告いたします。

委員長に佐藤孝昭君、副委員長に太田洋一郎君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

ここで暫時休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

お諮りします。ただいま議員発議として発議2件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この3件を日程に追加し、議事日程第6号の追加として議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、この3件は追加日程第1から追加日程第

3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1．発議第1号

追加日程第2．発議第2号

○議長（甲斐 裕一君） まず、追加日程第1、発議第1号及び追加日程第2、発議第2号の発議2件を一括上程します。

初めに、追加日程第1、発議第1号について、提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、発議第1号について、9番、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 提出者でございます。太田洋一郎でございます。

発議第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年会議規則第1号）第14条第1項の規定により提出いたします。

令和6年6月27日。

提出者は、私、太田洋一郎です。

賛成者、由布市議会議員、坂本光広、由布市議会議員、鷲野弘一、由布市議会議員、平松恵美男、由布市議会議員、加藤裕三。

提出理由、地方財政の充実・強化を求めるため。

次ページを御覧ください。

地方財政の充実・強化に関する意見書でございます。全文は御一読ください。具体的な部分を読ませていただきます。

1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財政の確保・充実をはかること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護の生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。

その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6、会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含めてデジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、子ども・子育て施策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見を提出する。

提出者は、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、発議第2号について、16番、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） お疲れさまです。

発議第2号、ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月27日、由布市議会議長甲斐裕一殿。

提出者、由布市議会議員、田中真理子。

賛成者、由布市議会議員、志賀輝和、同じく、佐藤郁夫、同じく、加藤幸雄、同じく、吉村益則、同じく、首藤善友、以上です。

提案理由は、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるためです。

ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。また2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、2025年度完了となります。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。きめ細かい教育活動を進めるために、そして、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級の実現、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方で、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権の下で「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請をします。

記。

1、教育環境改善のために、すべての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。
とりわけ、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3、さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、裏面にあります。よろしくお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、発議2件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員により審議することに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 3番、高田龍也です。質疑でお聞きいたします。

意見書ということなのですが、我が由布市としてはいかほどの財政の充実と強化をお願いするものなのかという数字的なものを、先ほど給食無償化等の話も出てきておりましたが、我が由布市の財政を鑑みたときの充実強化をいかほど国のほうに求めているのかをお聞かせ願えればと思います。

○議長（甲斐 裕一君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 今の質問でございますけれども、具体的にこれぐらいの金額がとか、これぐらいの財政規模がということは説明をしておりませんし、議論はしておりません。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第2号、ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません、意見書の中で、中学校・高校、35人学級を早急に実施するとありますが、我が由布市のほうでは中学校、高校は大分県なんです、大体どれぐらいの数が今35人以上なのか。それとも全体数に対してこの35人学級を実施できているのか。

それと複式学級を解消することとありますが、我が由布市では複式学級がいかほどあるのか、お聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） 大変すみません、その資料につきましては後ほど調べてお知らせしたいと思います、それでよろしいでしょうか、すみません。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立16名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（甲斐 裕一君） 次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

会議を閉じます。これで令和6年第2回由布市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員